

募集要項(提案審査)に対する質問回答

No	頁	項目	内容	回答
1	1	1	「従来型個別仕様書(案)について」 後日公表予定の「従来型個別仕様書(案)」について、「従来型」ということは、今後の提案審査書類等の作成にあたっては、この仕様書に記載されている仕様に基づいて作成していかなければならないのでしょうか、あるいは参考とする程度で良いのでしょうかご教示願います。	事業者からの提案にあたり、仕様書の書き方の参考としてください。
2	1	1	「附属資料について」「主要医療機器リスト」は後日公表予定となっておりますが、設備維持管理業務の中の備品等保守管理業務の対象となる「市所有の備品リスト」も後日公表して頂けるのでしょうか。資格審査に関する質問に対する回答の中で、「募集要項(提案審査)時に明示する」と回答されていたので。	設備維持管理業務のうち保守管理業務の対象備品については、設計図書を閲覧していただくことを考えています。
3	2	2	(2) 応募者の構成等について、代表企業、構成員、協力企業という言葉がでてくるが、一方で12Pに「受託企業」という言葉が出てきています。二次審査中の貴市への通知義務等について、協力企業と受託企業では対応が異なりますが、その定義の違いはどう区別したら宜しいですか。	協力企業と受託企業の定義は2頁2(1)定義をご参照ください。なお、12頁6(3)8行目については、次の通り、修正させていただきます。 旧：“なお、政令8業務に該当する業務の受託企業は、当該受託企業名を、二次審査(提案審査)書類に明記する” 新：“なお、政令8業務に該当する業務の協力企業は、当該協力企業名を、二次審査(提案審査)書類に明記する”
4	3	2	(4) 資格審査を受けた応募者の構成員が、2次審査(提案審査)書類の提出期限以前に指名停止等に該当する場合となったときは、市は応募者の構成員の変更を認めていただけるのでしょうか？ 認めていただける場合、2次審査書類提出期限の何日前まで認めていただけますか？	市が特に認める場合のみ変更を認めることもあります。その場合であっても二次審査書類提出期限の14日前までとします。
5	4	2	(6) (ア)「事業者の選定に関わる公表以外……」の「公表」範囲を具体的にお教えてください。	市の情報公開条例に従い、公表する場合があります。
6	7	3	(5) 追加資格審査の合否結果はいつ公表されるのですか？	資格審査書類受領後、1週間以内に公表します。

募集要項(提案審査)に対する質問回答

No	頁	項目		内容	回答
7	9	4	(1)	(ア) 前回の質疑回答では「PSCについては公表しない予定」という回答でしたが、現在公表されている資料(「病院事業財政収支試算表」、「決算書」等の閲覧資料)を更にブレイクダウンした詳細資料等の公表予定はありますか？	詳細資料等の公表は予定していません。
8	10	5	(2)	独立採算業務についてモニタリングを行う目的をお教えてください。また、想定されるモニタリングの方法及び内容をお教えてください。	独立採算業務についても、病院事業の一つとして患者等に提供されるサービスであり、市としては、当該業務が適切に行われているどうかを確認する必要があると認識していることより、モニタリングを行うこととしています。モニタリングの方法及び内容については、選定事業者と協議の上、事業契約書(案)にて規定する予定です。但し、サービスの対価の減額措置の対象にはならないものとします。
9	10	5	(2)	(イ) 【サービス対価の減額等】 「SPCが提供する改善提案により病院収支に改善効果が認められた場合には、SPCの貢献を勘案し、一定の額を支払うことがある。」とあるが、SPCの貢献とは、どのような場合を想定されていますか。	民間事業者の提案により、定量的、定性的な改善効果が認められた場合を貢献があったものとし、ます。なお、詳細については選定事業者と協議の上、決定します。
10	10	5	(2)	【業務内容・範囲の見直しについて】 「市は、SPCに対し、随時その旨の通知を行い、業務の内容又は範囲を変更し、サービスの対価の見直しを求めることができる。」とあるが、上記の要件が発生した場合、SPCから市へ、サービス対価の見直しの通知・申出を行うことは可能でしょうか。	事業契約書(案)をご参照ください。
11	10	5	(2)	【その他一定の事由】 「その他一定の事由が生じた場合」とは、具体的にどのようなことを想定されていますか。	事業契約書(案)をご参照ください。
12	10	5	(2)	【サービス対価の支払方法】 サービス対価の支払方法について、「サービス対価の支払いは、通常毎年4回」と前回配布された事業概要書にありましたが、年4回とは、4～6月分、7～9月分、10～12月分、1～3月分の期間と考えてよいでしょうか。さらに、サービス対価の入金日について具体的にご教示下さい。	記述していただいた解釈で結構です。詳細は、「サービス対価の算定方法」をご参照ください。

募集要項(提案審査)に対する質問回答

No	頁	項目		内容	回答
13	10			支払条件(ア)サービスの対価 2)3年を終了した時点で、サービス対価の見直しを行い、その後、5年に1回の見直しすることと、「毎年、物価変動に対するサービスの対価の改定を行う」との記述は具体的にどのように違うのでしょうか？	技術革新等に対するサービスの対価の見直しとして、事業開始から3年を終了した時点、その後は5年に1回の見直しを行います。物価変動によるサービスの対価の改訂については、毎年実施することを予定しております。詳細は、「サービスの対価の算定方法」をご参照ください。
14	11	5	(2)	サービス対価に係る債権の一部について銀行が担保設定を求めた場合においては、市は認めていただけるのですか？	債権の一部について譲渡を認めた場合は、債権の準共有という複雑な法律関係の発生するのでこれを避けるために、市はこれを認めません。なお、SPCの資金調達上その他正当な理由があると認められる場合には、市は協議の上、これを認めることもあります。
15	11	5	(6)	契約保証金の範囲(1年間の病院運營業務)として、医療資材や薬品購入費部分も含まれるのですか？ 含まれる場合、その理由をお教えてください。	含まないと考えています。
16	11	5	(3)	貴市が実施するモニタリングの基準は、予め事業契約締結時前に応募者と協議する場がもたれ、両者合意の上決定されるのでしょうか。	モニタリングの基本的な考え方については、市が提示します。モニタリングの方法や項目等の詳細については、事業者提案を踏まえ、事業者と協議の上、市が決定します。
17	11	5	(6)	契約保証金は、現金での差入れ以外にも代替手段は認められるのでしょうか。	事業契約書(案)をご参照ください。
18	11	5	(4)	「有償スペースの賃貸料について」 独立採算業務を実施するために必要なスペースの面積は公共から提示されるのでしょうか。あるいは民間から提案できるのでしょうか。 使用に際してかかる賃貸料の算定方法はどのように想定されているのでしょうか(坪単価か売上連動か)。 賃貸料の金額は明示して頂けるのでしょうか。	市が明示します。市の規定に基づき算定します。明示する予定です。

募集要項(提案審査)に対する質問回答

No	頁	項目	内容	回答	
19	11	5	(6)	「契約保証金について」 「病院運営業務にかかる・・・」となっていますが、「病院運営業務」とはどの範囲までを想定されているのかご教示願います。	No.15をご参照ください。
20	12	6	(4)	「市とSPCの関わりについて」 「必要に応じて市は協力企業等との間で直接連絡・調整を行う場合がある」となっていますが、どのようなことを想定されているのかご教示願います	S P C と直接、調整を行うことを基本とします。 但し、緊急の場合においてのみ、S P C への連絡を通じては所定の目的を達せられないと判断した場合等を想定しています。
21	13	6	(4)	市が協力企業との間で直接連絡・調整を行う必要があると思える事態をお教えください。	No.20をご参照ください。
22	13	8		本募集要項並びに後日公表予定の附属資料にも、富士通の位置付け/取扱い等に関する内容が見当たりませんが、改めて公表されると考えて宜しいでしょうか。	後日公表します。
23				今回応募しているコンソーシアムグループと、それぞれの構成企業・協力企業は開示していただけるのでしょうか？また、開示時期はいつ頃でしょうか？	市のHPにて公表しているとおりです。
24				業務分担表の(1)の1&2について、やはり、病院での実績が必要です	実績が必要です。
25				理容、美容室運営業務について、この項目についても、病院の実績のある会社でなければならぬのですか？	病院の実績は必要ですが、会社である必要はありません。
26				廃棄物処理関連業務について、民間が行う業務について条件、資格は、どんなものですか？	特に必要はありません。